

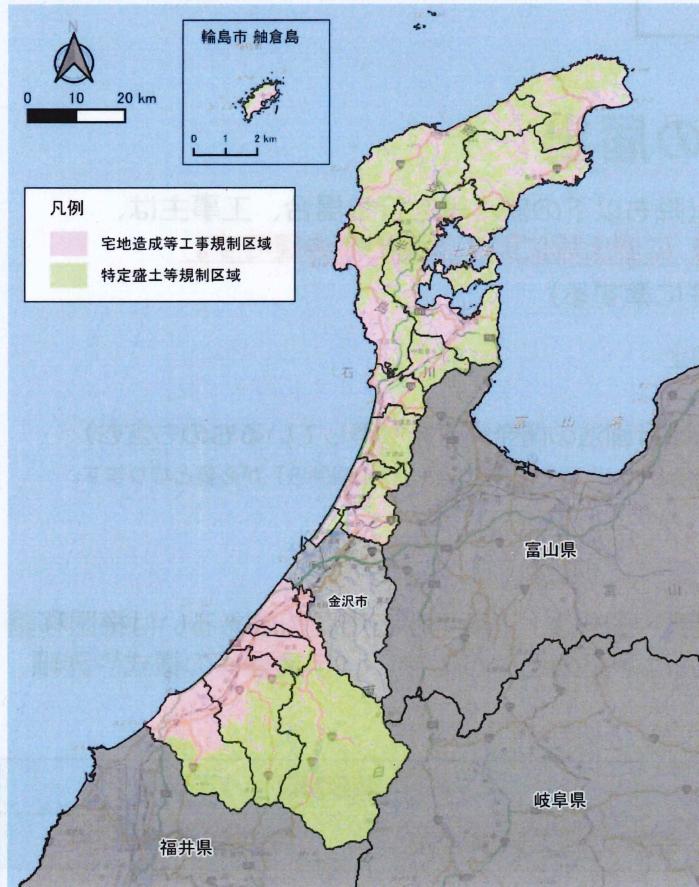


石川県

令和7年1月1日から盛土規制法の運用を開始する予定です。

「宅地造成等規制法」が改正され、危険な盛土等を規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（盛土規制法）が令和5年5月26日に施行されました。これを受け、盛土等に伴う災害から人命・財産を守るために、県は、令和7年1月1日に県下全域（中核市である金沢市を除く）を盛土等を規制する区域（規制区域）に指定し、運用を開始する予定です。

令和7年1月1日以降、規制区域内において宅地造成等による盛土や切土、土石の一時的な堆積をする場合は、石川県知事（権限移譲市※で行う場合はその市長）による事前の許可が必要となります。



宅地造成等工事規制区域

- ▶ 市街地や集落など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

- ▶ 市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

注1 県下全域（金沢市を除く）が、いずれかの規制区域に指定されます。

注2 金沢市については、金沢市担当窓口にお問い合わせください。

※権限移譲市は下記のとおり

権限移譲市

七尾市、小松市、加賀市
白山市、能美市、野々市市

許可申請【土地の形質の変更（盛土・切土）】

規制区域内で、下記の規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ許可申請が必要です。

【土地の形質の変更（盛土・切土）】

宅地造成等工事規制区域

特定盛土等規制区域

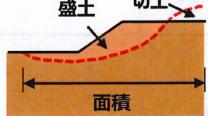
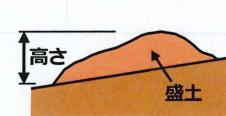
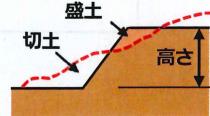
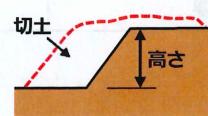
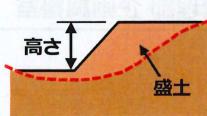
①盛土で
1m超 2m超
の崖を生ずるもの

②切土で
2m超 5m超
の崖を生ずるもの

③切土及び盛土で
2m超 5m超
の崖を生ずるもの
(①、②を除く)

④盛土で高さ
2m超 5m超
となるもの
(①、③を除く)

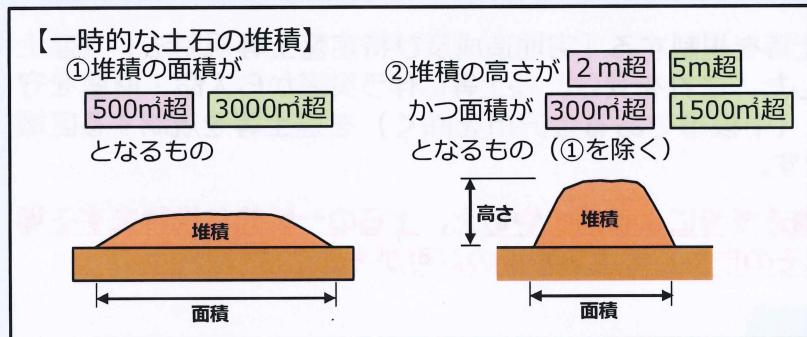
⑤切土又は盛土をする面積が
500m²超 3000m²超
となるもの
(①～④を除く)



注3 『崖』とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

許可申請【一時的な土石の堆積】

規制区域内で、宅地造成等の際に行われる盛土等だけでなく、土捨て行為や一時的な堆積についても規制対象となり、あらかじめ許可申請が必要です。



区域指定時点で施工中の工事の届出

令和7年1月1日以前に工事に着手し、運用開始日以降も以下の盛土等を行う場合、工事主は、
運用開始日から21日以内（令和7年1月22日まで）に盛土等に関する届出が必要です。

（対象となる盛土等の規模については許可申請の条件に準ずる）

- ▶ 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
- ▶ 土石の堆積（一時的な堆積）
- ▶ 旧宅地造成工事規制区域外で行っている宅地造成（都市計画法の開発許可を取得しているものも含む）

※開発許可を受けたもので、令和7年1月1日までに工事着手しない場合には、改めて許可申請（盛土規制法）が必要となります。

申請・届出の窓口

石川県（金沢市を除く）における盛土規制法の許可申請・届出は、工事主が石川県知事あるいは権限移譲市長に対して行ってください。申請書・届出書の提出先は下記のとおりです。（申請書等の様式や詳細な情報は県HPをご確認ください。）

申請所在地	申請・届出窓口	許可・相談窓口	
		宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
権限移譲市 七尾市、小松市、加賀市 白山市、能美市、野々市市		各市 担当窓口	
奥能登 輪島市、珠洲市 穴水町、能登町	各市町 担当窓口	奥能登土木総合事務所 分室 建築課	奥能登農林総合事務所 管理部 企画調整室
中能登 羽咋市、志賀町 宝達志水町、中能登町		中能登土木総合事務所 建築課	中能登農林総合事務所 管理部 企画調整室
県央 かほく市、津幡町 内灘町		津幡土木事務所 建築課	県央農林総合事務所 管理部 企画調整室
南加賀 川北町		南加賀土木総合事務所 建築課	南加賀農林総合事務所 管理部 企画調整室

お問合せ先

石川県土木部砂防課 TEL : 076-225-1751
石川県土木部建築住宅課 TEL : 076-225-1778

石川県農林水産部森林管理課 TEL : 076-225-1641
石川県農林水産部農業経営戦略課 TEL : 076-225-1633

令和7年1月1日時点で施工中の盛土等の工事は 「届出」が必要です！



工事の届出について

石川県では令和7年1月1日に県下全域（金沢市を除く）を盛土規制法の規制区域（宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域）に指定し、運用を開始する予定です。以下の盛土等を行なう場合において、運用開始日前に工事に着手したときは、工事主は、**運用開始日から21日以内（令和7年1月22日まで）に盛土等に関する届出が必要です。**なお、運用開始日以降に工事に着手しようとするときは、盛土等に関する許可申請または届出が必要です。

- ・ 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
- ・ 土石の堆積（一時的な堆積）
- ・ 旧宅地造成工事規制区域外で行っている宅地造成（都市計画法の開発許可を取得しているものも含む）

※開発許可を受けたもので、令和7年1月1日までに工事着手しない場合には、改めて許可申請（盛土規制法）が必要となります。

届出対象となる規模

【土地の形質の変更（盛土・切土）】

①盛土で 1m超 の崖を生ずるもの	②切土で 2m超 の崖を生ずるもの	③切土及び盛土で 2m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く)	④盛土で高さ 2m超 となるもの (①、③を除く)	⑤切土又は盛土をする面積が 500m ² 超 となるもの (①～④を除く)

※『崖』とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

【一時的な土石の堆積】

①堆積の面積が 500m ² 超 となるもの	②堆積の高さが 2m超 かつ面積が 300m ² 超 となるもの（①を除く）

届出に必要な書類(正1部・副1部)

- ①届出書
- ②位置図
- ③地形図
- ④土地の平面図
- ⑤届出地及びその周辺の写真

届出の窓口

石川県（金沢市を除く）における盛土規制法の工事の届出は、工事主が、石川県知事あるいは権限移譲市長に対して行ってください。届出書の提出先は次のとおりです。

申請所在地	届出窓口	相談窓口	
		宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
権限移譲市	七尾市、小松市、加賀市 白山市、能美市、野々市市		各市 担当窓口
奥能登	輪島市、珠洲市 穴水町、能登町	各市町 担当窓口	奥能登土木総合事務所 分室 建築課
中能登	羽咋市、志賀町 宝達志水町、中能登町		中能登土木総合事務所 建築課
県央	かほく市、津幡町 内灘町		津幡土木事務所 建築課
南加賀	川北町		南加賀土木総合事務所 建築課

お問合せ先

石川県土木部砂防課

TEL : 076-225-1751

石川県土木部建築住宅課 TEL : 076-225-1778

石川県農林水産部森林管理課

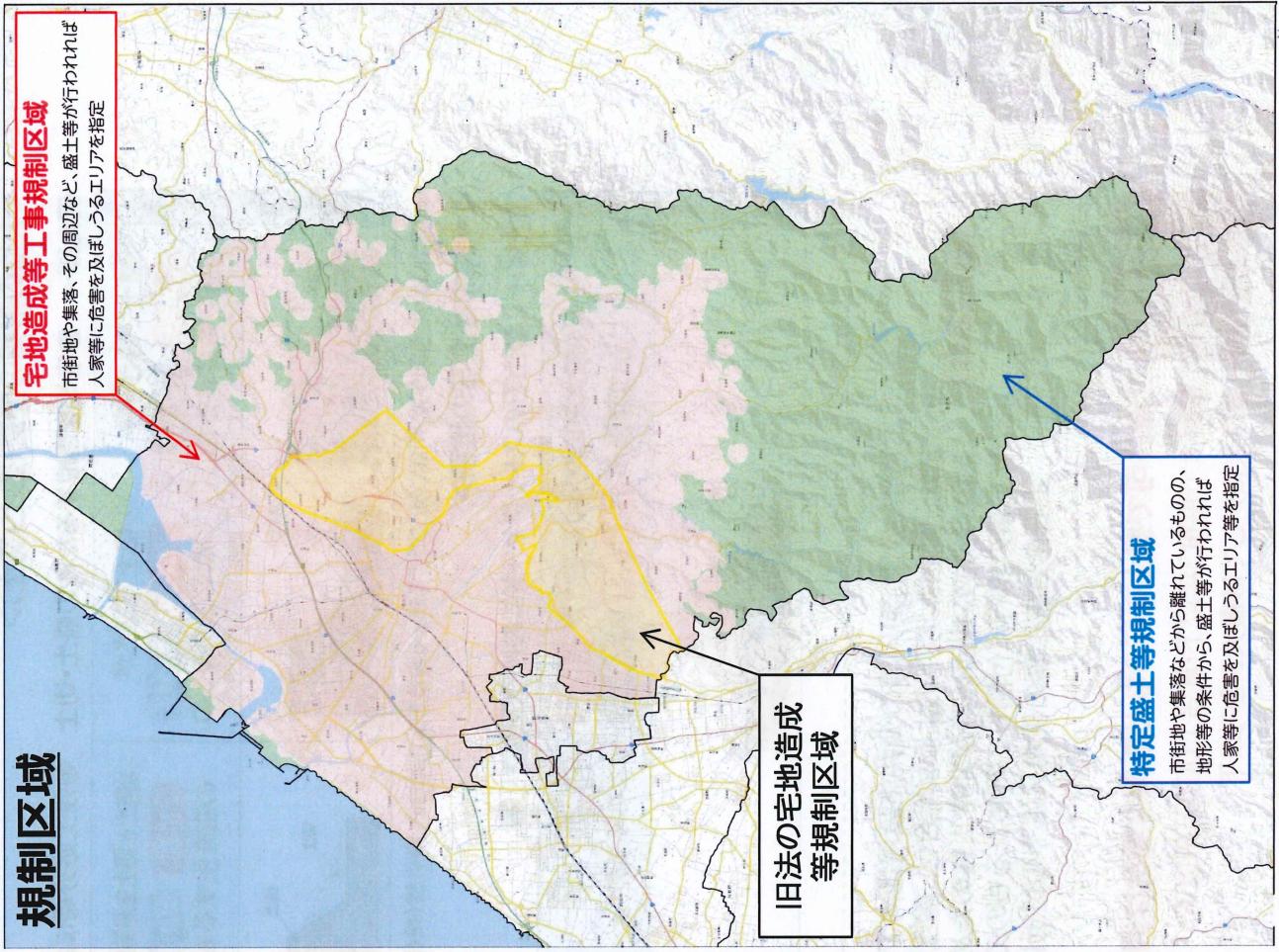
TEL : 076-225-1641

石川県農林水産部農業経営戦略課

TEL : 076-225-1633

金沢市

盛土規制法による新たな規制区域での規制開始について



令和3年7月

静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、大規模な土石流が発生し、甚大な人的・物的被害が発生。

令和4年3月

熱海での甚大な被害を受け、全国で3.6万箇所の盛土総点検を実施。

令和5年5月

危険な盛土等に伴う災害から人命を守るために
新たな法律「盛土規制法」が制定。
※新法により「宅地造成等規制区域」と
「特定盛土等規制区域」を設定。

令和6年7月

国の調査実施要領に基づき、規制区域(案)の作成

令和6年8月

規制区域(案)の意見公募を実施

令和7年3月

規制区域の告示

令和7年4月

新たな規制区域での規制開始予定
※市内全域が規制区域となります。

規制区域

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

旧法の宅地造成等規制区域

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定

盛土規制法の規制対象

赤文字

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

●宅地を造成するための盛土・切土

●残土処分場における盛土・切土

●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	① 盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	② 切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時にい、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④ 盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500m ² 超 3,000m ² 超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥ 最大時に堆積する高さが かつ面積が 300m ² 超 1,500m ³ 超 となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が 500m ² 超 3,000m ³ 超 となるもの
イメージ図		

※道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。

また、例えば、以下のような場合は、盛土規制法に基づく許可手続きが不要となります。

(適用除外)

- ▶国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- ▶工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの など

注意

[無許可で盛土を行うなど悪質な場合は罰則の対象になります]

- 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下
- 法人に対しては最大3億円以下

相談窓口

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市 土木局

道路建設課・がけ地対策室

TEL 220-2612 FAX 260-7194
E-mail:gakechi@city.kanazawa.lg.jp